令和３年度第２回大阪府教育行政評価審議会

※□内は委員から事前聴取した意見

１　日時　　令和３年８月１２日（木）10:00～12:00

２　場所　　府庁別館６階　委員会議室 ※Webによる開催

３　出席委員　　明石会長、田中副会長、奥村委員、小田委員、藤田委員、渡辺委員

４　議事概要

（１）審議

○　資料１－１「点検及び評価調書（案）　基本方針２　府立高校の教育力を向上させます」により、事務局から説明。

○　資料１－２により、委員の意見について、事務局から説明。

○　審議

|  |
| --- |
| ＜エンパワメントスクールにおける好事例の共有（具体的取組31）＞　エンパワメントスクールにおける学校生活満足度について、目標値には届かないまでも、昨年度はコロナ禍の中で10％近く上昇している。また３年次末のアンケートで、「授業がわかりやすかった」「自分のためになった」と感じている生徒も80%以上とのことである。　一人ひとりに応じた丁寧な支援の結果かと思うが、是非そうした取組みをエンパワメントスクール以外の学校とも共有していただき、学校生活に不安や悩みを抱える生徒が安心して登校できるよう、参考事例としてほしい。 |

＜事務局＞

エンパワメントスクールの取組みについては、現在、審議中の学校教育審議会においても一定の評価をいただいているところ。ご助言いただいたように、エンパワメントスクールで有効性が認められた取組みについては、他の府立高校とも共有化できるよう検討を進めてまいりたい。

＜委員＞

エンパワメントスクールの良い取組みを、是非、他の学校とも共有していただくようお願いしたい。

|  |
| --- |
| ＜チャレンジテストの結果を活用した府内統一ルール（具体的取組46）＞　チャレンジテストについて、昨年度までの審議会でも、教育評価論の世界ではハイステイクスなテストが様々な問題を引き起こしかねないと意見させていただいている。　生徒のため、公平でわかりやすい入学者選抜を目指すという理念は大切だと思うが、一方でペーパーテストで測ることができる学力は限定的であり、学校での評価とは異なる側面を評価していると考えられる。また、テストの点数は学校での取組み以上に社会経済的背景に影響を受ける可能性があることも考えられる。そうした議論を踏まえると、調査書を特定の外部試験と連携させるということには、マイナス面があると考えられる。　京都府の乙訓地方では、内申書の評価のあり方に関して、全教員へのアンケートをもとに、校長会としての原案が作成され、それを各校で検討した後に、校長会で決定するという流れで、より良い評価に向けて丁寧に議論を重ねながら、その自治体での評価の一定の統一性が実現され、年度ごとに見直しが行われているという事例がある。この事例からは、内申書の統一性を考える場合には、テスト以外の方法もあることがうかがえるが、こうした点についての見解を伺う。 |

＜事務局＞

チャレンジテストは大阪の子どもたちの学力を把握分析し、指導方法の工夫改善を図るとともに、公立高等学校の入学者選抜の調査書の評定における公平性の担保に資する資料を作成するということを目的に実施をしている。

今申し上げた公平性の担保はもちろん、このテストを通じ、教育委員会あるいは学校がこれまでの取組みの成果や課題を検証し、その改善に繋げると共に、生徒自身がその結果から、自分のこれまでの学習の到達状況を知り、自分の強みや弱みを把握した上で、目標を持って学びに向かう態度を育むことが重要と考えている。

そのため、引き続きチャレンジテストの趣旨については、市町村教育委員会に対してそれぞれの学校が、生徒保護者へ丁寧に説明をしていただくよう指導助言をしていく。また、これまで大阪の教育が大切にしてきた、認め合う、また高め合う集団作りについては、引き続きしっかりと取り組んでいきたい。

＜事務局＞

委員ご指摘のとおり、内申書の評価つまり評定については、学校のテストだけではなく、日ごろの学習の様子や、学びに向かう姿勢といったものを総合的に判断して、決定されるべきもの。その公平性等を担保する仕組みについては、お示しの京都府の例を含め、様々な方法があるものと認識している。

本府におけるチャレンジテストを活用した府内統一ルールについては、平成28年度選抜から、内申書の評定を5段階の相対評価で行っていたものから、絶対評価へと変更を行う中で、生徒・保護者から、「絶対評価では学校によって差が出てしまうのではないか」という心配の声があがったことを受けて、導入したものである。具体的には、生徒・保護者にとって分かりやすいものとするため、実際に受験する生徒たちの中学校ごとの学力状況を客観的に表す数値、つまり、「ものさし」を用いることが不可欠と考え、その「ものさし」としてチャレンジテストを活用することとした。

しかしながら、このチャレンジテストを活用した府内統一ルールについては、あくまで各中学校が付けた内申書の評価が、大阪府の中学校全体の状況に照らした時に、極端に高かったり、低かったりすることがないことを確認するためのもの。そのため、府内統一ルールには、広い幅を設けており、各中学校はこの広い幅の中で適切な評価をしていただいているものと考えている。入学者選抜の公平性を担保するとともに、生徒・保護者が安心して受験に臨んでいただくためにも、この制度につきましては必要なものと考えているので、ご理解いただきたい。

＜委員＞

チャレンジテストについて、もともと内申書が相対評価で付けられていたものを、目標に準拠した評価に変えたことから来ている点についてご説明いただいた。目標に準拠した評価で子どもたちの学力を評価することは非常に大事だと思うし、また、内申書の統一について一定のルールが必要だと思う。またチャレンジテストを指導の方法や、子どもたちの学びの改善に生かすという趣旨も大切だと思う。学校では、評価をそのように生かしていただきたいと思っている。ただ、先ほどお伝えした懸念もあるのではないかといった点を考慮いただきながら取組みを進めていただきたい。

＜事務局＞

この点については、ここ数年、委員からご指摘されている点、私も非常に共感して聞かせていただいている。先ほど説明いただいた総合的に評価・判断するという点が非常に重要なところである。ペーパーテストによる学習評価は、新しい学力観や、子どもに力を育むという視点からすると、知識偏重が強く出る側面がある。新しい学力観と整合が取れる学習評価は非常に重要だと考えている。

また、第１回目の審議会で指摘させていただいたように、体力についても同様の懸念を持っている。体力に評価を集約すると、いわゆる総合的なスポーツ体育に関わる力が本当に反映されるのかという疑問があり、そういった観点からも、このご指摘は重い。今後の学習・学力を考える際に、評価を変えるという側面もありうるのではないか。

|  |
| --- |
| ＜授業改善への支援（具体的取組23）＞　高校における授業改善の取組みは、公私ともに重要な課題である。「主体的・対話的で深い学び」が学校現場で定着するための授業づくり研修の肯定的評価が目標値（90％）に達しなかった要因とこれからの対策について聞かせていただきたい。 |

＜事務局＞

肯定的評価が90％に達しなかったのは、10年経験者研修で行っている「主体的・対話的で深い学びに向けた授業改善の推進」をテーマにした理論会、実践会、検証会からなるユニット型の研修である。まず、理論会で、授業を改善する主体的・対話的で深い学びの姿勢について学んだ上で、各学校でその姿勢に基づき作成した授業案により実際に授業を行い、検証会で自らの授業を振り返るという流れで研修を行っている。肯定的評価は、受講後のアンケートから算出しているため、結果から分かる二点について説明させていただく。

アンケートでは、「研修の内容は理解できましたか」という質問に対し、肯定的評価は95％を超えている。一方、「職場で報告したり、広めたりしたいと思いましたか」という質問に対しては肯定的評価が80％を大きく下回っている。つまり、研修の内容について理解はしているが、他の教員に伝えたり指導したりするという意識が薄い、もしくは、指導するところまで理解に至っていないなどの理由が考えられる。

また、「授業実践に関する自身の成果の振り返りを行うとともに、今後の課題を認識することができましたか」という質問に対する肯定的評価が、今回大きく下がり、令和元年度は90.3％であったが、令和2年度は86.6％であった。アンケートの自由記述欄には「他の先生方の実践例が聞きたかった」、「研究協議がしたかった」などの意見がたくさんあった。

本来、検証会では、学校での実践を持ち寄り、受講者同士が協議をする中で、互いの学びを深めるべきところであるが、昨年度はオンデマンド型の研修となり、各個人がチェックシートにより自らの授業実践を振り返り、授業を評価し、改善すべき点を確認するという内容になった。オンデマンド型の研修になったことが、アンケート結果に大きく影響していると考えている。

今後は、学校におけるミドルリーダーとしての役割について自覚を促すことや、研修内容を自分事として捉え、より深い理解に導くことができる実践的で充実した研修にしていきたいと考えている。また、今年度の研修会は、1月末に集合型で行う予定である、新型コロナウイルス感染拡大の影響で実施できない場合にも、事前に実践レポートの提出を求め、教科別に実践例を紹介する動画を作成するなど、研修方法や内容に工夫を重ねたいと考えている。

＜委員＞

昨年度も質問させていただいたと思うが、授業改善の取組みは、様々な教育課題の根幹になる課題。説明いただいた取組みを進めていただければと思う。

|  |
| --- |
| ＜エンパワメントスクールの充実（具体的取組31）＞　エンパワメントスクールの進路決定率と学校生活満足度の実績は、充実した取組の成果として評価できる。エンパワメントスクール８校で授業力向上を図るため、５教科担当者会議等の連絡会や研修会を定期的に実施されてきたようであるが、どのような授業向上対策を図っているのか聞かせていただきたい。　また、１年次の学び直しの授業は、２年次以降どのように引き継がれていくのか、その取組について聞かせていただきたい。 |

＜事務局＞

エンパワメントスクールは平成27年度に最初の3校、西成高校、長吉高校、箕面東高校の3校が開校し、現在８校となっているが、平成27年度の３校開校当初から各エンパワメントスクールの５教科担当者による会議を実施している。

５教科担当者会議では、各校における授業の工夫や教科指導等の取組みの共有を図るとともに、教育センターと連携し、研究授業を実施し、研究協議における指導助言を活かし授業力の向上に努めている。

また、生徒の状況に応じて２年次の最初に１年次の5教科の学び直しの復習を取り入れるとともに、２年次以降においても、国数英の３教科については習熟度別・進路希望別で授業を行うなど、引き続き基礎学力の定着に努めているところ。

＜委員＞

エンパワメントスクールは生徒にとっても非常に重要な役割を果たすと考えている。特にエンパワメントスクールでのわかる授業という、自己改善、自己向上が非常に大きな役割を果たすと思っている。

特に1年生の学び直しを、上手く２年生以降に繋げていくことによって、より自信を持っていけるような取組みをこれからも継続していただけきたい。

|  |
| --- |
| ＜障がいのある生徒の高校生活支援の充実（具体的取組37）＞　障がいにより配慮を要する生徒が在籍する府立高校のうち、「個別の教育支援計画」を作成している学校の割合は100％の高い成果で目標値に達しているが、「個別の指導計画」は91.7％となっている。「個別の教育支援計画」をガイドラインとして「個別の指導計画」が作成されることになっているが、この両計画の違いの認識や様式の工夫はどのようになっているのかお聞かせいただきたい。 |

＜事務局＞

個別の教育支援計画は、就学前から卒業まで、一貫して計画的に教育や療育を行うために作成するものであり、中学校等から高校へと引き継がれていくべきもの。

一方、個別の指導計画は、在籍校において、生徒一人一人の障がいの状態等に応じたきめ細かな指導を行うために作成していくものと認識している。

そのため、委員お示しの通り、個別の教育支援計画をガイドラインとし、個別の指導計画が作成されていくものであり、教育庁では、平成26年度より全ての府立高校で高校生活支援カードを導入し、配慮の必要な生徒については、まずは、個別の教育支援計画を作成し、それとともに個別の指導計画の作成も指導している。結果として個別の教育支援計画の令和2年度における作成率が100％になるなど、学校における指導、支援体制が成立しつつある。

しかしながら、個別の教育支援計画は作成したものの、より具体的に生徒一人一人のニーズに対応した指導目標や、指導内容、方法などを盛り込んだ個別の指導計画の作成にまで至っていない学校がまだ一部、存在する状況。

目標年次である令和４年度に向けて、障がいにより配慮を要する生徒が在籍している全ての府立高校において、個別の指導計画を作成するよう、引き続き各校を指導してまいりたい。

＜委員＞

全国的には個別の指導計画の作成率が高く、個別の教育支援計画の作成率が低いという状況となっているが、大阪ではこれが逆転している状況。これは高校生活支援カードが非常に大きな役割を果たしていると思っている。そう考えると、全体的なガイドラインとしての関係機関との連携など長期的な視点での計画である個別の教育支援計画と、学校における個別の指導計画がうまく様式が統合されていると、作成率が100％になるのではないかとも思う。様式という点についても、統合していくという考え方も有効と思う。

個別の教育支援計画については、大学まで引き継がれるようになってきた。切れ目ない支援は非常に重要なことだとなので、こうしたことを更に進めて維持していただきたい。

|  |
| --- |
| ＜グローバル人材の育成（具体的取組18）＞　「英語教育推進事業」として、海外研修やイングリッシュキャンプ（府立65名・私立12名参加）、府立高校の生徒が講師や海外大学生とディスカッションする国際会議の実施（15名参加）があげられている。また、グローバル人材の育成としては、様々な取組みを行っているとのことである。　同じ大阪府の府民文化部では、グローバル人材育成による地方創生事業や、高校生を対象とした高校生等海外進学支援事業（おおさかグローバル塾：募集定員50名）、実践的英語体験活動推進事業（グローバル体験プログラム：募集数2,000名）を行っていると聞いており、これらの事業は海外留学、進学により、帰国後大阪で活躍人材を育成する目的と伺っている。　教育庁における取組みの考え方も同様と思うが、国際課の取組みとの連携などはなされているか。またそれぞれの取組みの目的には違いがあるのか。　併せて、この事業は学校、PTA、生徒に対し周知を徹底していただき、是非、全生徒が応募可能な機会を与えていただきたい。 |

＜事務局＞

グローバル人材の育成について、国際課が実施しているおおさかグローバル塾、並びにグローバル体験プログラムについては、高校生だけではなく、中学生等、幅広い校種の生徒を対象としており、海外の大学進学を目指す生徒を対象とした研修や、海外旅行の疑似体験を行うことで、生徒の英語学習への意欲や海外に対する関心を高める取組みであると認識している。

一方、高等学校課が実施している事業は、府立高校が独自に企画を実施する海外研修の引率教員旅費を支援するということに加え、教育庁が全府立高校生を対象とした海外研修を企画、実施することで、意欲のある生徒が海外研修に参加できる機会を提供している。

またイングリッシュキャンプや海外の大学生との交流については、高校生を対象とし、学習指導要領の趣旨等を生まれた内容とすることで、高校生が授業で学んだことを、実際のコミュニケーションの場で活用できるようにしている。

それぞれ両課の取組みについては、目的や対象者が異なるものの、どちらの取組みについても、生徒の英語力の向上に効果のあるもの。そのため取組みの時期や内容等について、情報共有をしていることに加え、府立学校に対する事業周知について、協力する等の連携を実施している。引き続き、全ての制度に対して、これらの事業の周知の徹底を図ってまいりたい。

＜委員＞

我々は今、大阪府の国際課と連携しながら、高校生のグローバル塾に対し、金融教室の中で、留学の体験談等々を伝えるような取組みを予定。今後2年3年と、取組みを続けていくつもりである。小・中・高での伴走型についても、一緒に取り組んでいける部分があればとも考えている。

＜意見まとめ＞

＜委員＞

エンパワメントスクールにおける好事例を共有していくことの重要性が指摘された。事務局からも他の府立学校ともども、そうした事例を共有していくという回答があった。今後とも事例共有を進めていただきたい。

チャレンジテストの結果を府内統一ルールに反映させていくことによりさまざまな課題について、ご意見があった。特にチャレンジテストは子どもたち児童生徒の学力把握、指導方法の改善、また子ども自身が自分の学びを振り返りながら、向上させていくということに資するということで、引き続きよろしくお願いする。

内申書については、絶対評価に変わったので、主観的なものになりがちではないかという不安から、より公平性や、あるいは安心性を担保する一つの客観的な物差しとして、今後ともこれを充実させていきたいという見解があった。引き続き、子どもたちの学力の総合的な評価、客観的な指標として取り組んでいただきたい。

ペーパーテストだけでは判断しにくい、新しい学力観も踏まえて、知識偏重な評価になりがちなところを克服すべき、総合的な判断が必要であるとのご意見。特に体育の学習評価においても、総合的な力を評価するということが非常に大きな課題になっているとのこと。評価の面から今後学力のあり方、評価のあり方を引き続き検討していただければというご指摘があった。

事業改善への支援について。ミドルリーダー層の学び、これから職場で広め、伝えるということが課題だという指摘があった。授業改善は、教育改革の根幹であるということ、より一層授業改善の取組みをお願いしたい。

また、エンパワメントスクールの充実に関しても、学び直しを通して子どもたちがわかる授業を通して学びを深めていくことが大事であるとそうしたことを今後とも、子どもの自信に繋がっていくような、学びを深めていただきたいという指摘があった。

障がいのある生徒の高校生活の充実に関して、小中高、今は大学まで、個別の教育支援計画が大きな意味を持っており、長期的な視点で、障がいのある生徒たちへの学習保障及び生活保障をするという観点から、様式等の統一性につきましても御指摘があった。

グローバル人材の育成に関し、民間企業が様々な府との連携の中で高校生のグローバル人材の育成に向けて支援しているところだが、今後ともそうした取組みについて、府からの理解を賜るとともに、協力していただきたいたいというご意見があった。

〇　会長より、事務局で整理した委員の意見をまとめ、本日の審議結果につきまして案を作成するように指示。案については、委員に改めてご確認いただくこととなった。

基本方針３について

○　資料２－１「点検及び評価調書（案）　基本方針３　障がいのある子ども一人ひとりの自立を支援します」により、事務局から説明。

○　資料２－２により、委員の意見について、事務局から説明。

○　審議

|  |
| --- |
| ＜支援学級・通級指導教室の充実（具体的取組54）＞　　現在実施されている学校教育審議会においても、高校において通級指導教室を拡充する必要があることを言及してきた。中学校で発達障がい等により通級による指導を受けた生徒が、令和元年度、3学年で757人であり、その数は年々増加している。これらの生徒の多くが高等学校に進学している現状から考えると、府内４校では不十分であり、必要な支援が行き届いていない。　また、昨年度から実施している他校通級・巡回指導の実施形態研究においては、対象生徒への成果は見られるものの、通級指導教室の周知及び理解や通級指導担当教員の負担等が大きいことから、早急に高校において自校通級での通級指導教室設置校を増やし、高校における支援教育の一層の充実を図っていただきたい。 |

＜事務局＞

支援学級・通級指導教室の充実について、府立高校において自校通級での通級指導教室の設置校を増やし、高校における支援教育の一層の充実を図るという点についてだが、令和元年度中学校の3学年で通級指導を受けた生徒数が757人である一方、通級指導教室設置校は4校ということで、指導教室の数的な不足は、ご指摘のとおり。

一方、現在、学校教育審議会に対し、今後の府立高校のあり方などについて、本年1月に諮問を行っており、教育庁としても先ほどの数的な不足の件について課題認識として示し、それについて学校教育審議会において、指摘や意見をいただいているという状況。取りまとめについては今年末の予定。

課題認識としては非常に重く受けとめており、通級指導教室の増も含め、審議会、学校教育審議会での審議も踏まえて、通級指導教室のあり方や充実に向けて検討を深めてまいりたい。

＜委員＞

生徒の支援はいうまでもないが、通級担当の教員によってその学校全体の支援教育が進んでいくという面もあるので、ぜひ進めていただきたい。

|  |
| --- |
| ＜医療的ケアを実施する体制整備の支援（具体的取組55）＞　令和3年6月18日に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が公布された。　大阪府においては、以前から地域の小中学校に多くの医療的ケア児が在籍しており、各市町村における看護師配置等の体制整備が進んでいる。そのような中、大阪府では医療的ケアに関する市町村への補助事業を再編したと聞いているが、それはどういった内容か教えていただきたい。　 |

＜事務局＞

医療的ケアを実施する体制整備の支援に関して、市町村への補助事業を再編した内容については、市町村向けの「医療的ケア等実施体制サポート事業」を平成30年度から実施している。再編の時期については、令和2年度の予算編成作業の中で議論を行い、今年度（令和3年度）から実施し、現在に至っている。各市町村が新制度のメニューを見て、大阪府に対して補助の申請いただくもの。

新たに加えたメニューとしては、市町村が理学療法士や作業療法士といった外部人材を活用し、医療的ケア児等の校内指導体制整備や自立活動の指導を充実させる場合に市町村教育委員会に補助を行うもの。

もう1点は、市町村通学支援補助として、市町村教育委員会が通学支援の補助を生徒に行う場合に補助を行うというものであり、以上2つのメニューを令和3年度より新たに実施している。

以前より実施している市町村補助としては、医療的ケア児を受け入れるために学校の施設整備が必要になる場合、平成30年度より補助を実施しているもので、主に3つの市町村補助メニューを整えている。

いずれも補助率は2分の1で、現在市町村からの申請等を受け付けている。

＜委員＞

市町村の小中学校においても、医療的ケアの必要な児童生徒が入学してきている、あるいは入学を希望しているケースが非常に多くあり、市町村教育委員が苦労しているという話も実際に聞いている。そうしたことに対する支援が充実してくるということは非常に望ましいことなので、よろしくお願いする。

|  |
| --- |
| ＜自立支援推進校、共生推進校の充実と、その成果の府立高校全体への普及（具体的取組5６）＞　学校教育審議会においても話題となっているが、自立支援コースでの学びを希望している生徒数に対して募集人員が少ないなど、高校における知的障がいのある生徒の受け入れ体制が十分ではない状況がある。共生推進教室については、予定していた２校への設置が完了したとのことだが、自立支援コースでモデル実施している募集人員増について、大阪らしい先進的な取組みとして全国をリードしてきた成果を踏まえ、知的障がいのある生徒の高校で学びを叶えるため募集人員増を早急にご検討いただきたい。　また、支援の必要な生徒が多くの府立高校に在籍している実状があることから、例えば、自立支援推進校全校が支援教育サポート校を担う等して、高校の支援教育力の更なる充実を図っていただきたい。令和２年度から府立高校へ医療等専門家を派遣し、指導・助言等を行う体制が整えられたことは、評価できる。 |

＜事務局＞

自立支援推進校の募集人員増の早急な検討という点と、高校の支援教育力のさらなる充実について、ご指摘をいただいている。

まず、自立支援コースの募集人員については、先ほど申し上げた学校教育審議会において教育庁の課題認識として示しているところ。

現状としては、府内9校でばらつきはあるものの、平均すると、入学者選抜の倍率は2倍強で推移してきている状況。一方、募集枠が少ないため、落ちてしまうのではないかと最初から諦めてしまうケースもあると聞いている。また、平成18年度に制度を創設してから現在まで一定のニーズは維持し続けていると認識しており、知的障がいのある生徒が非常に増えてきているという現状もある中非常に重要な募集コースであると考えている。

また、３年前から一部の学校でモデル的に募集人員を3名から4名に増加させている。

9校中の3校において、この3年間の成果について、しっかりアンケート等でニーズを把握してきたが、他の募集3名のところの高校に比べると、モデル校の方が肯定的な意見が非常に多い。この点は自立支援コースの生徒が1人増えることで、交流の機会が非常に増えるということではないかと考えている。人数が増えると、そのコースの生徒だけではなく、周囲の生徒への様々な影響があり、相互理解も深まってくると評価している。

高校の支援教育力の更なる充実に関しては、支援教育サポート校は、今現在4校であるが、配慮や支援を要する生徒が府立高校には一定数いる状況なので、この点についても、学校教育審議会において課題認識として挙げている。いずれにしても、本日いただいた意見と学校教育審議会での審議、指摘等を踏まえ、しっかり検討を深めてまいりたい。

＜委員＞

学校教育審議会でも提起しているが、自立支援コースでのモデル実施の評価も踏まえて、3名から4名の募集人数増についてはぜひ進めていただきたい。期待も非常に大きいし、大阪の先進的な取組みとして、高等学校の支援教育をずっとリードしてきた成果でもあるので、この部分の充実は非常に重要だと思っている。

もう一点、支援教育サポート校の役割に関して、サポート校は高等学校全体に対する支援の工夫や合理的配慮に関して、様々な提案をしていく大きなセンターになってくる。こちらの充実もよろしくお願いしたい。

|  |
| --- |
| ＜職業学科を設置する知的障がい高等支援学校を中心とした就労支援体制の整備（具体的取組60）＞　キャリア教育アドバイザーはどのような役割を担っているのか。モデル事業2校から発展の必要性はないのか。 |

＜事務局＞

キャリア教育アドバイザーの役割について、ご質問をいただいた。

このキャリア教育アドバイザーは、国の事業を活用し、令和2年度から令和4年度までの3年計画で実施している。本事業のアドバイザーの役割として、外部の企業あるいは大学の先生にアドバイザーになっていただき、現在モデル校2校を指定している。

アドバイザーには、このモデル校の就職率の向上に向けた、授業の改善や授業力の向上、企業や労働福祉などの関係機関とのネットワークの強化などの課題解決を図るためにお力添えいただくとともに、生徒と当該学校の教員への指導助言、あるいは研修会の講師などの役割を担っていただいている。

生徒の就労意欲を高める取組みとしては、例えば学校独自の目指すべき資格、認証制度のようなものを設定し、そこに向けて生徒に頑張ってもらう取組みなどを進めている。このほか、教職員の就労支援の専門性も高めてまいりたい。

モデル校2校からの発展的な視点としては、この3年間の知見を活かし、関係機関とネットワークの強化に向けて、就労支援に関する専門的な知識を当該学校の教員だけではなく、他校にも就労支援力や専門性向上を図るために取り組んでまいりたい。

＜委員＞

各学校の進路指導体制によっても違うと思うが、このような形で専門的な連携力が向上していくことが生徒の就職に対して大きな影響を与えていくことは非常に好ましい。キャリア教育アドバイザーの存在によって、その学校の進路指導力、教員の力量も同時に高まっていくことが大切だと思うので、よろしくお願いしたい。

|  |
| --- |
| ＜府立支援学校におけるセンター的機能の発揮（具体的取組62）＞　多様な支援要請に即応できるセンター的機能の充実に向けて、より高い専門性を確保していくためにも、また、高校への支援・連携を拡充していくためにも、支援教育コーディネーター（リーディングスタッフ）の専任制への展開を進めていただきたい。 |

＜事務局＞

センター機能を担う教員や専門人材の専任制については、学校教育審議会で議論等いただいている内容でもあり、同審議会においては、センター的機能についてのゲストスピーチをしていただいた支援学校がある。この支援学校長からは、「支援教育コーディネーター、リーディグスタッフの専任制については現在専任化されてはいるが、十分な人的措置がない」という話があった。実際に担われる教員の方にすれば、自身が学校から外に出ている間のフォローアップが十分あれば、しっかりとサポートにまわれるということだったので、専任制というのは非常に重要と認識している。

専任化が全ての支援学校において実施されるのが、一番望ましい形ではあるが、予算面、人員面の課題もあるので、審議会での審議の状況も踏まえつつ、まず拠点校的なものを作って進めていくというような検討も進めてまいりたい。

＜委員＞

専任制は専門性の蓄積につながると思うので、ぜひ進めていただきたい。

|  |
| --- |
| ＜通常の学級に在籍する発達障がい等のある児童・生徒への支援（具体的取組65）＞令和２年度「ともに学び、育つ」学校づくり支援事業において作成された「自立活動ハンドブック（小学校版）」は、自立活動の基本的な考え方や事例など、様々な内容が盛り込まれており、現場からたいへん好評である。今年度は、中学校のハンドブックを作成することだが、盛り込む内容については、小学校版よりもさらにひと工夫が必要であり、その成果物を期待している。 |

＜事務局＞

発達障がいの児童生徒への支援については、自立活動ハンドブックの小学校版を今年度、各学校等に配布しており、事務局にも各市町村からは好評であるという声もいただいている。

今年度は中学校にステージを移し、この取組みを進めており、年度末には自立活動ハンドブックの中学校版の策定に向けて取り組んでいる。

中学校ならではの要素として、進路指導など小学校とは違う側面がある。この小学校、中学校版それぞれのハンドブックを府内の小・中学校で効果的に活用いただくため、例えば毎年やっている研修会などの場で効果的に周知するとともにご意見等をいただき、相談に乗っていきたい。

＜委員＞

今まで中学校の自立活動に関してはそういった発信はあまりなかったので、非常に大きな期待があると思う。中学校版ハンドブックについては、単に小学校版から中学校版に変わるというだけでなく、中学校の特色を踏まえたものになるという意味では非常に重要なガイドラインになると思う。

|  |
| --- |
| ＜特別支援学校教育免許法認定講習事業について（具体的取組62）＞　免許状保有率が策定時に70%弱であったところから80％を超えるところまで改善されていることは地道な取組みの成果として評価できるのではないか。一方、「自己評価」にあるように全国平均よりも低いという点については一層の取組みが期待されるところである。　事業の実施内容に「強く促した」「強く働きかける」等の文言があるが、具体的はどのように促したり、働きかけたりするのかをお伺いしたい。　 |

＜事務局＞

特別支援学校教諭免許保有者については、計画策定当時は67.3％であったものが、昨年度は82.3％と、約15ポイント程度上昇している点で、一定評価をいただいた。

一方で、自己評価にも記載したが、全国平均が88.9％、府が82.3％で、現在も全国平均よりは6.6ポイント低いという状況があるので、この取組みにつきましては、引き続き対応してまいりたい。

そういった中で委員からは、事業実施内容の欄に「強く促す」、あるいは「強く働きかける」という表現の具体的内容について、ご意見があった。

具体的には、文科省からも効果的な好事例と評価いただいている内容だが、大阪府の取組みとして、各校の教員の個々の免許保有状況をリスト化している。例えば初任者や高等学校や他の校種からの転任状況ももれなくしっかり把握し、免許の未保有者や、単位が少し足りない単位未習得者に対して、毎年度初めに取得状況の提出を求め、効果的にアナウンスをしている。

取組み内容としては、校長会などの機会を通じ、府で実施している認定講習の受講や、免許取得ができる要件があるにもかかわらず、申請されていない教員に対しては、当該学校の管理職、校長などを通じ、申請を強く促している。

こういった取組みを地道には進めているが、100％には達していないという実情があるので、引き続き粘り強くこのような取組みを進めてまいりたい。

＜委員＞

先ほど委員が支援教育コーディネーターの専科性は専門性の蓄積っていうことの表れでもあるという表現をされたが、まさに特別支援学校の免許は特別支援教育学校教育への専門性の具体的指標になる。所有率が改善されているのは努力の賜物だと思うが、「免許を持たなくてもいいのではないか」という教員の意識の部分が問題で、「専門性をちゃんと保有する」という意識を持っていただかないといけない。個人の状況をリスト化して把握したうえで、個別に働きかける取組みをされているということで、大いに進めていただきたい。

一般的には数値目標を掲げると、伸びが厳しくなりフラットになる局面というのが最終的に出てきて、そこでの働きかけが最終的には大変になると思うが、免許保有率に関しては、より一層、努力されることを期待したい。

|  |
| --- |
| ＜府立支援学校におけるセンター的機能の発揮（具体的取組62）＞　　　　　支援教育地域支援整備事業について、発達検査をもとにアセスメントを行えるリーディングスタッフの割合が27.7％とのことである。高い専門性を有するスタッフの確保は非常に重要だと考えるが、この割合についての自己評価や今後の事業での見通しについてお伺いしたい。 |

＜事務局＞

リーディングスタッフが発達検査をもとにアセスメントを行える割合というのが27.7％であることに対して、自己評価と今後の見通しについて意見を頂戴している。

まず、支援教育の分野において「アセスメント」という用語は、「子どもの実態を把握し評価する」ということの意味で用いている。つまり、支援学校に来られた子どもの実態を、しっかり発達検査をもとに把握評価できるかということ。

リーディングスタッフは各校概ね2名、学校によっては3名おり、学校が45校あるので、計90名程度のリーディングスタッフがいる。そのうちの27.7％、約3割弱なので、30名弱程度がアセスメント可能ということになる。

この27.7％の根拠だが、各リーディングスタッフが自己評価で、「児童生徒の発達検査の結果から適切な解釈ができるか」という質問への回答をした数字になっている。90名弱のリーディングスタッフの方々は日々そういうアセスメントを行っているが、おそらくご自身で○をつけるかどうかというところが一つのポイントになっていると思う。いずれにしろ、昨年の21.3％よりは改善しているという状況なので、どんどん上がっていくのが理想である。

これを上げるためには、各リーディングスタッフの専門性をどのように上げていくかという取組みが重要になってくる。その点に関しては、少しレベルを上げた研修として、大学と連携した支援教育コーディネーターのアドバンス研修などを展開している。地道にはなるが、研修と実践を通じて、アセスメントの結果をしっかり出すことができ、自己評価もできるよう、意識を高めてまいりたい。

＜委員＞

子どもの実態について発達検査等の資料を用いて評価できる方の割合が自己評価であるという点、ご説明いただいた。それが約3割ということだが、各スタッフの方々は自信を持って取り組んでいただきたい。そのため、研修の充実は大事なところだと思うので、引き続きお願いしたい。

＜意見まとめ＞

＜委員＞

基本方針３について、皆様のご意見や見解をいただいた。

まず支援学級、通級指導教室の充実については、学校教育審議審でも数的不足については、今後あり方等検討課題だというご指摘があったということだが、ぜひ支援の充実に向けて進めていただきたい。

医療的ケアを実施する体制整備の支援について。外部人材の活用、市町村通学支援補助等を新しく再編して講じているということで、総合支援事業のさらなる充実をお願いしたい。

キャリア教育アドバイザーの役割について、とりわけキャリア教育の推進力が、その学校全体の進路指導の力にもなるというご指摘があった。より一層の充実をお願いしたい。

自立支援推進校・共生推進校の充実、および他の府立高等学校への普及に関するご意見があった。大阪の先進的な取組みが、府内全体に広がるように今後ともよろしくお願いする。

府立支援学校におけるセンター的機能の発揮に関して、支援教育コーディネーターリーディングスタッフの専任制の課題が指摘された。現在、人的、予算的な制約等もあるということがだが、拠点校の検討など、「専門性の蓄積」という指摘も踏まえ、より発展させていただくようお願いする。

通常の学級に在籍する発達障がい等のある児童生徒への支援については、中学校のハンドブックに大きな期待がされている。小学校のハンドブックの成果を踏まえ、中学生の特性を生かすような、より効果的なハンドブックの作成をよろしくお願いする。

特別支援学校教育免許法認定講習事業について、個別の教員の習得状況の把握や、また校長会等での効果的なアナウンス指導をこれからも続けていくということだが、委員からは、個別のリストを把握して、働きかけを強めていただくことが、教員の意識をより高めることにもなるという意見があった。より一層の取組みをお願いしたい。

府立支援学校におけるセンター機能の発揮については、大学とも連携した研修会等を踏まえて、意識の向上に努めたいという見解があった。子どもの実態を踏まえ、発達などの課題のある子どもたちへのスタッフの指導・育成のため、これからも研修を充実させていただければと思う。特に学校の教員というのは子どもにとっての最大の学習環境であろうかと思います。心身にハンデのある子どもや、学習の遅れがちな子どもを、とりわけ大阪の教育では大事にしてきた視点がある。そうした観点から、様々な施策、とりわけ特別支援教育の充実に向けまして、一層の努力をよろしくお願いしたい。

〇　会長より、事務局に整理した委員の意見をまとめ、本日の審議結果につきまして案を作成するように指示。案については、委員に改めてご確認いただくこととなった。

基本方針１０について

○　資料３－１「点検及び評価調書（案）　基本方針１０　私立学校の振興を図ります」により、事務局から説明。

○　資料３－２により、委員の意見について、事務局から説明。

○　審議

|  |
| --- |
| ＜私立学校への支援の拡充、キャリア教育推進に向けた一層の連携・支援（具体的取組144,145）＞　児童生徒に多様で個性的かつ特色ある学習機会の提供と幅広い教育内容の選択が行えるように私立幼・小・中・高・専修各種学校への支援を更に充実することが重要と考える。　そのため、私立高校生等への授業料無償化制度の維持、私立学校園等への経常費補助金等の支援事業の拡充、キャリア教育推進に向けた産業界等との一層の連携・支援を求めますが如何か。 |

＜事務局＞

私立高校生等に対する授業料無償化制度の維持、私立学校園等への経常費助成の拡充、そしてキャリア教育推進に向けた連携についてご意見を頂戴している。

まず、私立高校生等に対する授業料無償化制度については、自由な学校選択の機会を保障するとともに公私の切磋琢磨を促し、大阪の教育の教育力の向上を図るため、平成23年度から本格的に実施しており現在はおおむね年収590万円未満の世帯の授業料が無償となっている。

平成28年度（2017年）以降は、この年収590万を超える多子世帯について、保護者の経済的負担を軽減するため支援の拡充を図っている。

本制度導入後は、私立高校等に進学する生徒の割合、私立の専願率が伸びており、家庭の経済的状況に関わらず、自由な学校選択の機会の保障に寄与しているものと考えており、引き続き生徒の就学支援に努めてまいる。

また、私立学校園等に対する経常費補助金につきましては、府内の私立学校園等の教育条件の維持向上および在学する児童生徒に係る修学上の経済的負担の軽減を図るとともに、私立学校園等の経営の健全性を高めることを目的に実施しており、私立学校園等における特色ある学校運営にご活用いただいている。

引き続き経常費補助金により私立学校園等を支援するとともに、公私の切磋琢磨や連携を通じ、大阪の教育力の向上に努めてまいる。

次にキャリア教育の推進につきましては、大阪府専修学校各種学校連合会が事務局を務め、大阪府教育庁そして商工労働部のほか大阪私立中学校高等学校連合会大阪商工会議所などが参画する大阪進路支援ネットワークを組織し、高校生等に多様な進路を示し、生徒一人一人に合った進路選択、キャリア形成を支援できるよう、構成団体の連携のもと、取組みを進めている。

本ネットワークは、中学校、高等学校、専修学校それぞれの学校現場における、キャリア教育に関する課題や好事例などの共有を図り、学校種を超えた進路指導担当者間の情報共有や交流を進めている。

また現在、自己理解や仕事の理解を深めるためのキャリア教育に関する教材の作成を関係者の協力を得ながら進めており、今年度中の配布を目指している。

今後とも本ネットワークの構成団体などと連携協力を図りながら、キャリア教育の質の向上に向けた支援を行ってまいりたい。

＜委員＞

家庭の経済力や様々な課題が教育格差に繋がらないように、公立私立問わず、子どもたちの教育が充実するように、今後とも支援をよろしくお願いしたい。

|  |
| --- |
| ＜相互授業見学会（具体的取組156）＞　公立学校と私立学校の先生方による相互授業見学会の取組みは、教員が互いに学ぶ機会として大切であると感じる。昨年度は新型コロナウイルスの影響でなかなか実施が難しかった側面があると思うが、感染対策等に気をつけていただきながら、少しずつでも継続して取組みを進めていただけたらと思う。 |

＜事務局＞

相互授業事業見学会については、2016年、平成28年の大阪教育一元化を機に、私立学校公立学校が培ってきたノウハウなどを共に活用し、大阪の教育力向上に資する公私連携事業の取組みの一つとして行っている。

相互授業見学会につきましては、互いに授業を公開することで、公私それぞれにおける先進的な取組みを持つ取組みはより進化させ、取り組むべき課題については、補完し合いながら、まさに公私切磋琢磨により教員の授業力を高め合っており、公私連携事業の中でも、非常に有効な取組みだと認識している。

昨年度は、残念ながら新型コロナウイルスの影響により、実施は私立学校からのＩＣＴ活用事業の1件のみだったが、一昨年は17校の参加があった。

次年度以降も、公私の切磋琢磨を通した大阪の教育力向上という観点から、継続していきたいと考えており、引き続き様々な機会を捉え、この事業の目的、意義を周知し、学校の参加を呼びかけてまいりたい。

＜委員＞

今後も積極的に取り組んでくださることを嬉しく思う。よろしくお願いする。

|  |
| --- |
| ＜私立学校における学校情報の公表状況について（指標60）＞　私立学校における学校情報の公表状況について、小学校、中学校、高校においては、令和元年度は財務情報、自己評価、学校関係者評価のいずれもが100%ということで、これまでの取組の成果が表れていると思う。　一方で、幼稚園、専修学校においても引き続き、働きかけをされていくと思いますが、点検・評価の自己評価でもあったように、「公表の重要性について理解を得られるように説明」すると同時に、「公表することで、得られるメリット」も学校園側にわかりやすく、イメージしやすく説明・提示することで、より公表が促されると考える。 |

＜事務局＞

学校情報の公表状況について、幼稚園、専修学校とも公表の必要性、重要性については説明会、実地検査等の場で、公表に向けて学校に働きかけてきたところ。しかし、私立の小学校・中学校・高校のように100％とはなっていない。

幼稚園については、学校教育法施行規則において、自己評価や学校関係者評価の結果公表が努力義務とされていることも踏まえ、公表が確認できない私立幼稚園に対しては、経常費補助金の調整措置減額を行う通り行うなどし、公表を促してきたが、過年度における公表率は横ばい状態が続いているところ。

平成26年度（2014年度）文科省の学校評価等を実施状況調査によると、幼稚園が学校関係者評価を実施していない理由として、「時間的な余裕がない」「必要性が現在では乏しい」「学校関係者評価委員の確保が困難」といった理由が挙げられているところであり、こうした実態を踏まえながら、今後も引き続きメリハリのある効果的な働きかけを行っていく必要があると認識している。

今年度（令和3年度）からは、学校評価が公表されていない幼稚園に対する経常費補助金の調整措置額の減額分を増やし、公表の必要性の認識向上を図っているところ。

一方で、幼稚園が学校評価を実施する際に、教職員の研修を兼ねた公開保育の取組みと組み合わせて実施する園に対しては、この補助金の加算を行うこととしており、こうした加算要素も活用しながら、学校関係者評価委員の確保を促すこととしている。

こうした取組みを通じ、公表の重要性に加え、公表することで得られるメリットについても、しっかりと説明し、公表を促してまいりたい。

専修学校については、令和2年度の高等教育の無償化の対象校の要件として、学校関係者評価の公表が必要ということもあり、昨年度の実績は前年度に比べ、14ポイント上昇したところ。

専修学校の教育の質の向上を図るためには、自己評価学校関係者評価に加え、外部の専門家が専門的、客観的視点から行う第三者評価の実施も有用であると考えており、今年度から質保証・向上補助金事業において第三者評価の受審経費を補助対象とし、積極的に取り組む学校を支援している。このような取組みを通じ、公表を促してまいりたい。

＜委員＞

数値を伸ばすという取組みの中で、やはりお金の減額や増額というメリット・デメリットの提示になっており、何か他のメリット・デメリットの観点から提案ができればと思ったのだが、それでは実施はやっぱり難しい現状もあるのかと感じてはいる。

難しいことかとは思うが、今後も地道なところで方法を探りながらやってもらいたい。

|  |
| --- |
| ＜私立学校における児童・生徒への不登校やいじめに対する取組について（具体的取組154）＞　いじめや不登校等の防止に向けた支援について、研修などで各学校の基本方針に則った取組や校内組織の実効的な活用などについての周知・徹底や、相談事業の取組みを支援したとある。　不登校やいじめに対する相談事業の取組内容や支援策はどのようなものか。　いじめや不登校等の防止については、生徒に対する道徳教育において、個々に様々な側面から物事の判断を考えさせるため、生徒同士がディスカッションすることは重要と考えるが、保護者においても、いじめや不登校に関し、親子で話が出来るような機会が得られるようなことも必要と考える。　また体罰等の防止についても実態を調査し、校長会で注意喚起を行ったとあるが、研修などの機会では、その内容にパワハラ、セクハラなどの防止を含めるとともに、校長への注意喚起のみならず、教員に対しても実施する必要があると考える。 |

＜事務局＞

学校における不登校やいじめ、パワハラ、セクハラ、体罰等に対する相談については、学校と連絡を密にして助言するとともに必要に応じ、指導を行っているところ。

いじめ問題につきましては、組織的・継続的にいじめの未然防止などに取り組んでいる実践例等の情報を共有するため、府立学校で行われているいじめ防止フォーラムや府教育庁が連携して取り組んでいる大阪府いじめ問題対策関係機関会議の情報を私立の公聴会など機会があるたびに提供をしているところ。

また、いじめは不登校等の相談事業（私学コスモスダイヤル）や教職員対象の研修を実施している大阪市立学校人権研究会とも連携を図るとともに、大阪府教育センターのすこやかホットラインやＬＩＮＥを活用した教育相談についても、学校に周知し、利用を促しているところ。

＜委員＞

いつまで経っても、どの時代でもなくならないのが「いじめ」。

また、不登校も同じように、私立学校だけではなく、社会でも存在すると考えており、やはり大事な問題である。子どもたちだけの問題ではなくてまた学校から卒業し、社会に出ていくときにもまた同じような問題があるので、支援策等で取り組んでいる内容をどんどん進めていただき、解消に向けて取り組んでいただけたらと思う。

＜委員＞

私学教育への支援のより一層の充実ということで意見があった。今後とも、公教育における私学の果たす役割は大変大きいものかと思うので、より一層の支援をよろしくお願いする。

公私にわたる相互授業見学会の充実、重要性についての意見があった。公私の授業で高めたノウハウの蓄積をお互いに持ち寄り、より教育力を高めていくため、公私連携事業の一環として今後とも取り組んでいく、充実させていくというご意見をいただいた。

私立学校における学校情報の公表状況についてのご意見があった。今後ともメリハリのある働きかけ、とりわけ公表されていない学校園に対しては、より必要性を促していくということで意見をいただいた。今後とも地道にこのような取組みを進めていただければと思う。

私立学校における児童生徒へのいじめ、不登校またはパワハラの問題へのご指摘があった。事前防止も含め、教職員の研修も深めながら、今後ともこうしたことのないようにという見解があった。委員からは、こうした問題は後を絶たず、重大な問題であるということで、今後より一層取組みを進めていってほしいというご意見があった。

審議でいただいた意見に関しては、事務局で取りまとめをお願いしたい。

〇全体を通して、会長から委員に意見の有無を確認。

＜委員＞

チャレンジテストに関する答えの中で、府の見解を丁寧に教えてもらい、その考えの中で賛同できる部分を最初にお答えした。一方、事前意見のような懸念があり、テスト以外の方法もあるのではないかと思っているため、必要に応じてチャレンジテストの見直しも含めて、取組みを進めてほしいということをお伝えしたかった。

ペーパーテストだとどうしても限定的な学力しか評価できないところがある。そうすると、学校での評価とは異なる側面を評価していると考えられるので、そういった懸念も踏まえ、見直しの可能性も含めご検討いただければという趣旨でお話したもの。

＜事務局＞

チャレンジテストの件につきましては、今後とも、よりよき制度となるよう、またこちらでも検討を進めてまいりたい。

＜事務局＞

〇　次回の審議会（第3回）は、9月21日火曜日、15時よりの開催予定。